

全体貸借対照表

令和5年3月31日 現在

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	102,491,134	固定負債	52,636,526
有形固定資産	90,955,916	地方債等	39,713,366
事業用資産	31,403,870	長期未払金	0
土地	10,066,120	退職手当引当金	1,462,229
立木竹	43,447	損失補償等引当金	0
建物	57,221,464	その他	11,460,931
建物減価償却累計額	△ 37,568,992	流動負債	5,208,530
工作物	1,928,566	1年内償還予定地方債等	3,849,502
工作物減価償却累計額	△ 1,100,113	未払金	545,534
船舶	0	未払費用	0
船舶減価償却累計額	0	前受金	4,121
浮標等	0	前受収益	0
浮標等減価償却累計額	0	賞与等引当金	324,839
航空機	0	預り金	484,534
航空機減価償却累計額	0	その他	0
その他	0		
その他減価償却累計額	0	負債合計	57,845,056
建設仮勘定	813,378		
インフラ資産	56,853,004	【純資産の部】	
土地	4,556,792	固定資産等形成分	103,778,570
建物	2,432,961	余剰分(不足分)	△ 52,796,270
建物減価償却累計額	△ 897,721	他団体出資等分	0
工作物	114,914,366		
工作物減価償却累計額	△ 65,003,132		
その他	2,830		
その他減価償却累計額	0		
建設仮勘定	846,908		
物品	8,591,397		
物品減価償却累計額	△ 5,892,355		
無形固定資産	2,053,121		
ソフトウェア	0		
その他	2,053,121		
投資その他の資産	9,482,097		
投資及び出資金	4,586,025		
有価証券	44,525		
出資金	4,541,500		
その他	0		
長期延滞債権	475,373		
長期貸付金	0		
基金	4,126,208		
減債基金	0		
その他	4,126,208		
その他	352,457		
徴収不能引当金	△ 57,966		
流動資産	6,336,222		
現金預金	4,632,518		
未収金	439,202		
短期貸付金	0		
基金	1,287,436		
財政調整基金	886,507		
減債基金	400,929		
棚卸資産	0		
その他	577		
徴収不能引当金	△ 23,511		
繰延資産	0		
資産合計	108,827,356	純資産合計	50,982,300
		負債及び純資産合計	108,827,356

【様式第2号】

全体行政コスト計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
経常費用	43,701,557
業務費用	19,702,192
人件費	4,284,846
職員給与費	3,408,116
賞与等引当金繰入額	317,391
退職手当引当金繰入額	0
その他	559,339
物件費等	14,583,228
物件費	9,048,979
維持補修費	569,384
減価償却費	4,140,290
その他	824,575
その他の業務費用	834,118
支払利息	303,973
徴収不能引当金繰入額	50,299
その他	479,846
移転費用	23,999,364
補助金等	18,659,703
社会保障給付	5,245,573
その他	94,088
経常収益	3,485,609
使用料及び手数料	2,409,973
その他	1,075,636
純経常行政コスト	40,215,948
臨時損失	81,233
災害復旧事業費	32,318
資産除売却損	47,941
損失補償等引当金繰入額	0
その他	974
臨時利益	254,492
資産売却益	14,447
その他	240,045
純行政コスト	40,042,689

全体純資産変動計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位:千円)

科目	合計	固定資産等形成分		
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	48,415,804	103,983,240	△ 55,567,436	
純行政コスト(△)	△ 40,042,689		△ 40,042,689	
財源	42,576,227		42,576,227	
税収等	25,553,272		25,553,272	
国県等補助金	17,022,955		17,022,955	
本年度差額	2,533,538		2,533,538	
固定資産等の変動(内部変動)		679,035	△ 679,035	
有形固定資産等の増加		2,983,199	△ 2,983,199	
有形固定資産等の減少		△ 3,622,384	3,622,384	
貸付金・基金等の増加		2,588,082	△ 2,588,082	
貸付金・基金等の減少		△ 1,269,862	1,269,862	
資産評価差額	0	0		
無償所管換等	22,148	22,148		
他団体出資等分の増加	0			
他団体出資等分の減少	0			
その他	10,810	△ 905,853	916,663	
本年度純資産変動額	2,566,496	△ 204,670	2,771,166	
本年度末純資産残高	50,982,300	103,778,570	△ 52,796,270	

【様式第4号】

全体資金収支計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	39,285,595
業務費用支出	15,286,231
人件費支出	4,263,620
物件費等支出	10,453,268
支払利息支出	218,169
その他の支出	351,174
移転費用支出	23,999,364
補助金等支出	18,659,703
社会保障給付支出	5,245,573
その他の支出	94,088
業務収入	44,963,402
税込等収入	25,098,606
国県等補助金収入	16,590,549
使用料及び手数料収入	2,419,175
その他の収入	855,072
臨時支出	33,290
災害復旧事業費支出	32,318
その他の支出	972
臨時収入	14,633
業務活動収支	5,659,150
【投資活動収支】	
投資活動支出	5,042,883
公共施設等整備費支出	2,800,376
基金積立金支出	1,991,243
投資及び出資金支出	251,264
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	1,917,040
国県等補助金収入	784,473
基金取崩収入	1,055,772
貸付金元金回収収入	0
資産売却収入	69,883
その他の収入	6,912
投資活動収支	△ 3,125,843
【財務活動収支】	
財務活動支出	4,320,211
地方債等償還支出	3,973,784
その他の支出	346,427
財務活動収入	2,849,803
地方債等発行収入	2,553,858
その他の収入	295,945
財務活動収支	△ 1,470,408
本年度資金収支額	1,062,899
前年度末資金残高	3,204,259
本年度末資金残高	4,267,158
前年度末歳計外現金残高	347,915
本年度歳計外現金増減額	17,445
本年度末歳計外現金残高	365,360
本年度末現金預金残高	4,632,518

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、不明なものは、再調達原価としています。ただし、橋梁、港湾等の敷地のうち、取得原価が不明なものは備忘価額1円としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的以外の有価証券のうち市場価値のないもの 取得原価

イ 出資金のうち市場価値のないもの 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法 定額法による

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去3年間の平均徴収不能率により、徴収不能見込額を計上しています。

イ 賞与等引当金

職員に対する賞与等の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、財務書類作成基準日に発生していると認められる額を計上しています。

ウ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

(5) 資金収支計画書における資金の範囲

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、水道事業会計については、税抜方式によっています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額等を相殺消去した金額を表示しています。

イ 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等 該当はありません。

3 重要な後発事象 該当はありません。

4 偶発債務 該当はありません。

5 追加情報

対象とする会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、個別排水処理施設整備事業特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計です。